第90回

定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時

開催場所 東京都新宿区市谷船河原町11番地
飯田橋レインボービル（7階）

目　次

●株主の皆様へ …… 1
●第90回定時株主総会招集ご通知 …… 2
●株主総会参考書類 …… 3
　第1号議案　取締役9名選任の件
　第2号議案　監査役1名選任の件
　第3号議案　買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件
●添付書類 …… 25
　●事業報告 …… 25
　　1.当社グループの現況に関する事項 …… 25
　　2.会社の株式に関する事項 …… 31
　　3.会社の新株予約権等に関する事項 …… 32
　　4.会社役員に関する事項 …… 33
　　5.会計監査人に関する事項 …… 35
　　6.会社の業務の適正を確保するための体制及び運用状況 … 36
　　7.当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 …… 39
　　8.剰余金の配当等の決定に関する方針 …… 44
　●連結貸借対照表 …… 45
　●連結損益計算書 …… 46
　●連結株主資本等変動計算書 …… 47
　●貸借対照表 …… 48
　●損益計算書 …… 49
　●株主資本等変動計算書 …… 50
　●連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本 …… 51
　●会計監査人監査報告書謄本 …… 52
　●監査役会監査報告書謄本 …… 53
●株主メモ（株式のご案内） …… 54
●株主総会会場ご案内図 …… 裏表紙

※連結計算書類の「連結注記表」と計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第17条の定めにもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.pacific-metals.co.jp/）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。

大平洋金属株式会社

証券コード：5541

株主の皆様へ



株主の皆様におかれましては、格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

ここに第90期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）の当社グループの事業の概況につきましてご報告いたします。

平成28年６月

代表取締役社長　佐々木 朗

経営理念

人の力を活かし、地球の資源をより有用なるものとして提供し、人類社会の幸福に貢献する

経営方針

1. 当社グループ全体の経営戦略を一体化して、グループ各社のシナジー効果を最大限に発揮すること。
2. 世界に誇る製錬技術の開発と品質向上に全力を傾注し、経営の効率化と競争力で世界有数の基盤を確立すること。
3. コンプライアンスを推進すること。
4. 公正・透明・自由な競争を通して、適正な利益を確保すること。
5. かけがえのない地球を守るため、あらゆる環境問題に積極的に取り組むこと。
6. 社員の個性を伸ばし創造性を十分に発揮させるとともに、物心両面のゆとりと豊かさを追求し、生きがいのある職場を実現すること。
7. 広く社会との交流を進め公正な企業情報を積極的に開示すること。

株 主 各 位

証券コード 5541
平成28年6月3日

東京都千代田区大手町一丁目6番1号
大平洋金属株式会社
代表取締役社長　佐々木　朗

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送賜りますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時	平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場　　所	東京都新宿区市谷船河原町11番地　飯田橋レインボービル（7階） （会場につきましては、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項 **報告事項**	1. 第90期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第90期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項	**第1号議案**　取締役9名選任の件 **第2号議案**　監査役1名選任の件 **第3号議案**　買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

以　上

◎当日の受付開始は午前9時を予定しております。
◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
また株主総会参考書類及び事業報告、計算書類並びに連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　http://www.pacific-metals.co.jp/

議案及び参考事項

第1号議案　　取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営陣の充実強化を図るため1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであり、その取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生　年　月　日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	佐々木（ささき）　朗（あきら） （昭和24年10月8日生）	昭和47年４月　当社入社 平成９年12月　当社八戸製造所第一製造部次長 平成11年７月　当社製造本部製造部次長 平成13年４月　当社製造本部工務部長 平成18年６月　当社取締役製造本部工務部長 平成20年４月　当社製造本部環境事業部長兼務 平成21年４月　当社取締役製造副本部長 平成21年４月　当社環境管理室長兼務 平成21年６月　当社上席執行役員製造副本部長 平成22年６月　当社取締役 平成22年６月　当社上席執行役員 平成22年６月　当社製造本部長兼製造部長 平成23年６月　当社常務執行役員 平成24年12月　当社製造本部長 平成26年６月　当社代表取締役社長（現職）	37,050株
	取締役候補者とした理由	佐々木朗氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社最高経営者として主導力を発揮し、製造部門を始めとして、設備の建設部門、海外関連会社その他の部門に精通し、当社の代表取締役に相応しい経験と能力を有しているものと判断したためであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	藤山（ふじやま） 環（たまき） （昭和25年2月25日生）	昭和48年４月　当社入社 平成９年12月　当社八戸製造所品質管理部次長 平成13年４月　当社製造本部品質管理室長 平成18年６月　当社監査室長 平成21年６月　当社上席執行役員 平成22年６月　当社取締役（現職） 平成24年６月　当社常務執行役員 平成25年６月　当社安全衛生管理・環境管理・品質管理・技術開発担当（現職） 平成26年６月　当社専務執行役員（現職） 平成26年６月　当社社長補佐（現職）	25,000株
	取締役候補者とした理由	藤山環氏は、品質管理、内部監査部門等の当社の様々な分野において豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営幹部としてリーダーシップを発揮しており、当社経営を担いうる取締役としての相応しい経験と能力を有しているものと判断したためであります。	
3	小出（こいで）啓一（けいいち） （昭和25年10月22日生）	昭和49年４月　当社入社 平成11年７月　当社鉱石部次長 平成15年12月　当社鉱石部長代理 平成20年12月　当社鉱石部専任部長 平成21年６月　当社執行役員 平成22年６月　リオ・チュバ・ニッケル鉱山株式会社取締役（現職） 平成22年６月　タガニート鉱山株式会社取締役（現職） 平成22年６月　当社取締役（現職） 平成22年６月　当社上席執行役員 平成22年６月　当社鉱石部長 平成26年６月　当社常務執行役員（現職） 平成26年６月　当社鉱石担当（現職） 平成28年２月　当社経営企画室長（現職）	22,000株
	取締役候補者とした理由	小出啓一氏は、主原料のニッケル鉱石の探査、購入に携わり、購入先である海外関連会社の経営にも関与しており、これらの経験、実績を生かして当社経営を担いうる取締役としての相応しい経験と能力を有しているものと判断したためであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	賀集悦郎（かしゅうえつろう） （昭和25年1月1日生）	昭和63年６月　当社入社 平成10年９月　当社営業二部次長 平成15年12月　当社営業部長 平成21年６月　当社執行役員 平成22年６月　当社取締役（現職） 平成22年６月　当社上席執行役員 平成22年10月　当社営業一部長、営業二部管掌 平成24年３月　株式会社パシフィックソーワ取締役（現職） 平成26年４月　当社営業二部長 平成26年６月　当社常務執行役員（現職） 平成26年６月　当社営業担当（現職）	25,000株
	取締役候補者とした理由	賀集悦郎氏は、営業分野における豊富な経験を有し、これらの経験、実績を生かして当社経営を担いうる取締役としての相応しい経験と能力を有しているものと判断したためであります。	
5	畠山哲雄（はたけやまてつお） （昭和26年3月31日生）	昭和49年４月　当社入社 平成11年７月　当社業務部次長 平成15年12月　当社業務部長 平成21年６月　当社執行役員 平成22年６月　当社上席執行役員 平成23年６月　当社取締役（現職） 平成26年５月　株式会社大平洋ガスセンター代表取締役社長（現職） 平成26年６月　当社常務執行役員（現職） 平成26年６月　当社業務担当（現職）	17,000株
	取締役候補者とした理由	畠山哲雄氏は、原材料購入分野における豊富な経験を有し、これらの経験、実績を生かして当社経営を担いうる取締役としての相応しい経験と能力を有しているものと判断したためであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	菅井一之（すがい かずゆき） （昭和26年12月4日生）	昭和50年４月　当社入社 平成14年12月　当社業務部次長 平成16年12月　当社経理部長代理 平成18年５月　太平洋興産株式会社取締役（現職） 平成20年12月　当社経理部長 平成22年６月　リオ・チュバ・ニッケル鉱山株式会社取締役（現職） 平成22年６月　当社執行役員 平成23年５月　株式会社大平洋エネルギーセンター監査役（現職） 平成24年６月　当社取締役（現職） 平成24年６月　当社上席執行役員 平成26年６月　当社常務執行役員（現職） 平成26年６月　当社内部統制・IR・総務・経理担当（現職）	16,000株
	取締役候補者とした理由	菅井一之氏は、経理・財務の知識と経験に加えて、海外での関連会社の経営関与、管理の経験をもとに総務・人事分野にも精通しており当社経営を担いうる取締役としての相応しい経験と能力を有しているものと判断したためであります。	
7	青山正幸（あおやま まさゆき） （昭和29年12月7日生）	昭和50年４月　当社入社 平成16年12月　当社製造本部工務部次長兼電力課長 平成20年12月　当社製造本部工務部長代理 平成21年４月　当社製造本部工務部長（現職） 平成22年５月　株式会社大平洋エネルギーセンター取締役（現職） 平成23年６月　当社執行役員 平成26年６月　リオ・チュバ・ニッケル鉱山株式会社取締役（現職） 平成26年６月　タガニート鉱山株式会社取締役（現職） 平成26年６月　当社取締役（現職） 平成26年６月　当社上席執行役員（現職） 平成26年６月　当社製造本部長（現職）	11,000株
	取締役候補者とした理由	青山正幸氏は、フェロニッケル製造技術・設備の新設・保守及び電力設備等に携わった経験が有り、加えて海外関連会社の経営にも関与しており、これらの経験、実績を生かして当社経営を担いうる取締役としての相応しい経験と能力を有しているものと判断したためであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8	**社外取締役候補者** 松本伸也（まつもとしんや） （昭和34年8月12日生）	昭和62年４月　弁護士登録　丸の内総合法律事務所勤務 平成８年７月　同法律事務所パートナー弁護士 平成13年６月　株式会社インプレス（現 株式会社インプレスホールディングス）社外監査役（現職） 平成18年６月　当社特別委員会委員（現職） 平成19年６月　澁澤倉庫株式会社社外取締役（現職） 平成23年10月　丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士（現職） 平成25年６月　当社社外取締役（現職）	0株
	社外取締役候補者とした理由	松本伸也氏は、弁護士としての専門的見地及び幅広い見識により、コンプライアンスの強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を推進するために、社外取締役としてその職務を適切に遂行することができると判断したためであります。	
9	**新任** **社外取締役候補者** 今井光（いまいひかり） （昭和24年7月23日生）	昭和49年４月　山一證券株式会社入社 昭和61年１月　モルガンスタンレー証券会社入社 平成５年４月　メリルリンチ証券株式会社入社 平成11年１月　メリルリンチ日本証券株式会社副会長兼投資銀行本部会長 平成19年11月　株式会社レコフ取締役副社長 平成20年４月　同社代表取締役社長 平成22年７月　エバラ食品工業株式会社顧問 平成24年４月　オリンパス株式会社社外取締役 平成27年６月　サイバーダイン株式会社社外取締役（現職）	0株
	社外取締役候補者とした理由	今井光氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験により、社外取締役としてその職務を適切に遂行することができると判断したためであります。	

（注）1. 候補者今井光氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役との責任限定契約について
当社は、取締役候補者松本伸也氏との間で会社法第427条第１項及び定款第30条の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、同氏の再任を承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。
また、取締役候補者今井光氏と会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項及び定款第30条の規定により、同氏が本定時株主総会で選任された場合には会社法第423条第１項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。
当該責任限定契約の内容の概要は会社法第423条第１項の責任について両氏が取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とするものであります。
4. 社外取締役に関する事項は以下のとおりであります。
(1) 候補者松本伸也及び今井光の両氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
なお、当社は松本伸也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
また、当社は今井光氏が当社の社外取締役として選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
(2) 松本伸也氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって３年であります。
(3) 候補者松本伸也及び今井光の両氏は、過去５年間に当社の特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）であったことはありません。
(4) 候補者松本伸也及び今井光の両氏は、過去５年間に他の株式会社の取締役に就任しており、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実はありません。

第2号議案　監査役1名選任の件

監査役1名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであり、その監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
新任 **社外監査役候補者** 堀向（ほりむかい）　亘（わたる） (昭和29年4月16日生)	昭和52年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成元年10月　同行ニューヨーク支店調査役 平成９年６月　同行考査部参事役 平成11年８月　同行国際営業部第一班参事役 平成17年２月　セントラル硝子株式会社法務室長 平成19年６月　同社執行役員社長室長・法務室長 平成24年６月　同社常勤監査役 平成27年６月　同社参与	0株
社外監査役候補者とした理由	堀向亘氏は、幅広い見識と他社での監査役としての豊富な知識・経験から、その職務を適切に遂行することができると判断したためであります。	

(注) 1. 候補者堀向亘氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者堀向亘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査役との責任限定契約について
当社は、監査役候補者堀向亘氏と会社法第427条第１項の規定により、会社法第423条第１項及び定款第39条の規定により、同氏が本定時株主総会で選任された場合には会社法第423条第１項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。
当該責任限定契約の内容の概要は会社法第423条第１項の責任について同氏が監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める金額を限度とするものであります。
4. 候補者堀向亘氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号に定める社外監査役候補者であります。
5. 社外監査役候補者に関する事項は下記のとおりであります。
(1) 候補者堀向亘氏は、過去５年間に当社の特定関係事業者（会社法施行規則第２条第３項第19号）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）であったことはありません。
(2) 候補者堀向亘氏が過去５年間に監査役として就任していたセントラル硝子株式会社は、平成26年４月にポリ塩化アルミニウム又は硫酸アルミニウムの取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受け、平成28年２月に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

〈ご参考〉独立役員の独立性判断基準について

当社は、以下のとおり独立役員の独立性判断基準を定めております。

1. 独立役員は、一般株主と利益相反が生ずるおそれのない社外取締役または社外監査役とする
2. 当社の主要取引先（仕入または販売）又はその取締役・業務執行者・監査役でない者
3. 当社が役員報酬以外に年間100万円以上の報酬を支払っているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等でない者
4. 当社株式を保有していない者
5. 当社取締役、監査役の友人でない者
6. 現在・過去において次に該当しない者
   （1）当社、当社子会社等の取締役・業務執行者・監査役・会計参与
   （2）当社株式を5%以上保有している株主、または5%以上保有している法人株主の取締役・業務執行者・監査役
   （3）前項（2）の株主の親会社の取締役・業務執行者・監査役
   （4）当社が役員報酬以外に年間100万円以上の報酬を支払っているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等が組織する法人に所属している者
   （5）当社の主要取引先（仕入または販売）又はその取締役・業務執行者・監査役以外で、それに所属していた者
   （6）当社株式を5%以上保有している株主、または5%以上保有している法人株主の取締役・業務執行者・監査役以外で、それに所属していた者
   （7）前項（6）の株主の親会社の取締役・業務執行者・監査役以外で、それに所属していた者
   （8）社外役員の相互就任関係にある者
   （9）当社が寄付を行っている先又はその出身者
   （10）以上の者の三親等以内の親族

第3号議案　買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社は、平成25年6月27日付第87回定時株主総会決議において当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）について株主の皆様のご承認をいただきましたが、その有効期間は本定時株主総会の終結の時までとされております。

そこで、当社は、平成28年5月13日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定される下記1.（1）に記載のものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本定時株主総会における株主様のご承認を条件に、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新すること（以下「本更新」といい、本更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）を決定いたしました。

本議案は、当社定款第13条の定めに基づき、下記2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

記

1. 提案の理由（本プラン導入の必要性）

（1）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

もとより当社は、株式の大量買付であっても、これらの当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交

涉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の企業価値の源泉は、①フェロニッケル専業メーカーとしての独自の製錬技術、及びそれを支える個々の従業員の技術・ノウハウ等、②生産設備や個々の従業員の能力等に基づく高い生産性、③フェロニッケルの販売先及び原料調達先等との信頼関係等にあると考えております。当社株式の大量買付を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

そして、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 本更新の目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。加えて、当社の発行する株式は、今後その流動性を増す可能性も否定できないことから、当社は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本更新を行うことといたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです（その詳細については、下記（2）「本プランの発動に係る手続」以下をご参照下さい。）。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決

定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等から構成される特別委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（注1）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

①当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得

②当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたものとし、条件または留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記（c）に定める買付説明書その他買付者等が当社または特別委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式により、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会（特別委員会は、当社取締役会の決議に基づいて設置されます。特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については（注17）、本更新当初の本プランの特別委員会の委員の略歴等については、別紙「特別委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。当社取締役会及び特別委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

①買付者等及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者及び買付者等を被支配法人等

（注10）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、買付等と同種の過去の取引及び当社の株券等の過去の取得の詳細等を含みます。）（注11）

②買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）

③買付等の価格及びその算定根拠

④買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報

⑤買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金調達の前提条件その他の条件、担保設定契約その他資金調達に関連する契約及び取引の内容を含みます。）

⑥買付等に関して第三者との間における意思連絡の有無及びその内容

⑦買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策及び配当政策

⑧買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針

⑨反社会的勢力との関係に関する情報

⑩その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会もしくは特別委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下、「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

②特別委員会による検討等

特別委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから原則として最長90日間（取締役会検討期間を含みます。）が経過するまでの

間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下、かかる特別委員会による情報収集及び検討に要する期間を「特別委員会検討期間」といいます。）。特別委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、特別委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。

買付者等は、特別委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、特別委員会検討期間を延長することができるものとします（但し、延長期間の合計は、原則として30日間を上限とします。）。

(e) 特別委員会の勧告

特別委員会は、上記の手続を踏まえ、買付等が下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等からの情報提供を受け、または買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、買付等について下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとしま

す。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

他方、特別委員会は、買付等について、本発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

但し、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、特別委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記の（g）に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i) 特別委員会が、上記（e）に従い、本新株予約権の無償割当ての実施に際して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、または（ii）ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程・規則等

に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実、並びに特別委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）または特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他特別委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記（2）「本プランの発動に係る手続」（e）記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず特別委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

①株券等を買い占め、その株券等について当社または当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為

②当社の経営を一時的に支配して、当社（以下、本（3）では文脈に応じて当社グループを含みます。）の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条

件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、または買付等の後における事業計画、及び当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

(d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との信頼関係や当社独自の製錬技術等を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者（注12）、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者（注13）、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者（注14）（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注15）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記（i）項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には（注16）、上

記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本定時株主総会の決議における、本プランにかかる新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会の終結の時以降、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成28年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(7) その他

本プランの内容のうち、本議案に定めのない事項または本議案に抵触しない事項については、当社取締役会において定めることができるものとします。

(注1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
(注2) 金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
(注3) 金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
(注4) 金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本議案において同じとします。
(注5) 金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。
(注6) 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本議案において同じとします。
(注7) 金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本議案において同じとします。
(注8) 金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
(注9) 金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
(注10) 金融商品取引法施行令第９条第５項に定義されます。
(注11) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
(注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
(注13) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。

但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

（注14）ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。

（注15）具体的には（x）買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、（y）買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が（i）当該買付等の前における非適格者株券等保有割合または（ii）20％のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

（注16）例えば、当初、特定大量買付者の特別関係者であった者が、本プランの発動の後に、当該特定大量買付者との関係を解消し、非適格者に該当しないこととなった場合等が考えられます。

（注17）特別委員会規則の概要は以下のとおりです。

特別委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、（i）当社社外取締役、（ii）当社社外監査役、または（iii）社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。

特別委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

特別委員会は本新株予約権無償割当ての実施または不実施、本新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得、その他当社取締役会が特別委員会に諮問した事項その他所定の事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。

特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員のうち３分の２以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。

以上

特別委員会委員略歴

本更新当初の本プランの特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏　　名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
松　本　伸　也	昭和62年４月　弁護士登録　丸の内総合法律事務所勤務 平成８年７月　同法律事務所パートナー弁護士 平成13年６月　株式会社インプレス（現 株式会社インプレスホールディングス）社外監査役（現職） 平成18年６月　当社特別委員会委員（現職） 平成19年６月　澁澤倉庫株式会社社外取締役（現職） 平成23年10月　丸の内総合法律事務所パートナー代表弁護士（現職） 平成25年６月　当社社外取締役（現職）
	松本伸也氏は会社法第２条第15号に規定される社外取締役です。同氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。
今　井　　光	昭和49年４月　山一證券株式会社入社 昭和61年１月　モルガンスタンレー証券会社入社 平成５年４月　メリルリンチ証券株式会社入社 平成11年１月　メリルリンチ日本証券株式会社副会長兼投資銀行本部会長 平成19年11月　株式会社レコフ取締役副社長 平成20年４月　同社代表取締役社長 平成22年７月　エバラ食品工業株式会社顧問 平成24年４月　オリンパス株式会社社外取締役 平成27年６月　サイバーダイン株式会社社外取締役（現職）
	今井光氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。
小　林　　茂	昭和48年４月　北海道東北開発公庫入庫 平成９年４月　同公庫東北支店次長 平成11年６月　同公庫調査情報部長 平成11年10月　日本政策投資銀行政策企画部長 平成15年６月　同行監事（非常勤） 平成17年６月　北海道国際航空株式会社代表取締役副社長 平成23年12月　北海道糖業株式会社常勤監査役 平成27年６月　当社社外監査役（現職）
	小林茂氏は会社法第２条第16号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

以　上

〔添付書類〕事業報告（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

１．当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種経済政策を背景に、雇用・所得環境は改善傾向及び投資は持ち直しの動きが見られ、期後半の急激なドル安基調に伴う先行き不透明感は残すものの、総じて緩やかな回復基調が継続しました。

海外経済におきましては、アジアにおいて主に中国の景気減速が一層強まっている一方、欧州においては債務問題を抱えつつも労働市場は改善傾向等にあり、米国では金融政策の正常化が進む中、設備投資・個人消費は増加傾向にある等、一部に弱さを見せながらも全体的に緩やかな回復傾向で推移しました。

このような状況のもと、当社グループの売上高・損益の大半を占めるニッケル事業の主需要先であるステンレス鋼業界は、中国内需減速の影響等によって国内外とも稼働率にばらつきが生じる傾向が見られ、受注状況には底堅さが見られるものの、全体としては盛り上がりに欠ける推移となりました。

このため、フェロニッケル需要は、国内外のステンレス鋼業界の動向を受け、回復の鈍い横ばい基調での推移となりました。

フェロニッケル製品の主原料であるニッケル鉱石の価格は、インドネシア未加工鉱石禁輸政策に伴う鉱石供給懸念により一時高騰後、比較的落ち着いた動きを見せているものの、依然として高水準であり、原価高を招く状況が継続しました。

ロンドン金属取引所（LME）におけるニッケル価格は、軟調な原油等商品市況及び先行きに不透明感が見られる国際金融市場並びに中国経済減速懸念等もあり、さらには高水準で推移するニッケル在庫の影響で供給過剰感は継続しており、回復の兆しが見られない低調な推移となりました。

その中で、当社のフェロニッケル販売数量は、前連結会計年度は電気炉一基改修に伴い低水準な生産・販売・在庫数量でありましたが、電気炉改修が終了した当連結会計年度は、在庫水準を回復した順調な稼働状況であり、当社取引先の堅調な需要に支えられ、前連結会計年度と比べ国内向けは減少したものの海外向けは増加し、全体では前年度比7.0％の増

加となりました。なお、ニッケル価格の軟調な動きは当社業績へ大きな影響を与えることから、第4四半期において、一部生産・販売数量の調整を実施しました。

フェロニッケル製品の販売価格は、価格形成の指標となる当社適用平均為替レートは前年度比11. 4%の円安となりましたが、当社適用LMEニッケル価格は前年度比36.3%の下落となり、価格安となりました。

その結果、当連結会計年度の連結経営成績は、鉱石価格高による原価増と販売価格低迷が大きく影響し、連結売上高は47,649百万円、前年度比22.2%の減収となり、営業損失は15,357百万円（前年度営業損失7,787百万円）、主に持分法による投資利益2,927百万円を含めた経常損失は12,283百万円（前年度経常損失91百万円）、主に減損損失26,038百万円を計上した親会社株主に帰属する当期純損失は38,369百万円（前年度親会社株主に帰属する当期純損失1,611百万円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

【ニッケル事業】

ニッケル事業についての業績は、前記のとおりであります。

その結果、当部門の売上高は45,239百万円、前年度比23.4%の減収、営業損失は16,208百万円（前年度営業損失7,987百万円）となりました。

【電力卸供給事業】

電力卸供給事業につきましては、第1四半期連結累計期間において東北電力株式会社との電力需給契約が満了しました。以降、自家発電事業者として東北電力株式会社と新たな契約を締結しており、更改時期に関連した設備償却費用等が増加しましたが、一定の稼働状況は維持したため、利益計上となりました。

その結果、当部門の売上高は661百万円、前年度比51.4%の減収、営業利益は22百万円、前年度比81.2%減益となりました。

【その他】

その他の事業部門につきましては、環境事業の受注等が不振ではありましたが、不動産事業において、当社保有販売用不動産の中では比較的規模の大きな土地の販売に伴う売上計上があり、利益計上となりました。

その結果、当部門の売上高は1,952百万円、前年度比95.7%の増収、営業利益は796百万円（前年度営業利益29百万円）となりました。

●事業部門別売上高

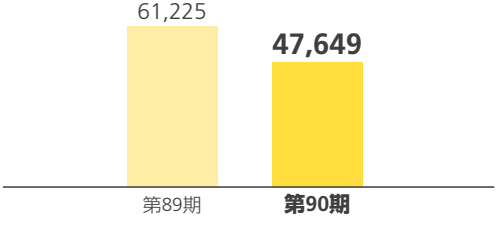
区　分	第89期（平成27年3月期）		第90期（平成28年3月期）		増　減	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
ニッケル事業	59,065	96.5	45,239	94.9	△13,826	△23.4
電力卸供給事業	1,361	2.2	661	1.4	△700	△51.4
その他	997	1.6	1,952	4.1	954	95.7
事業部門間の消去	△199	△0.3	△203	△0.4	△4	－
合計	61,225	100.0	47,649	100.0	△13,576	△22.2

●事業部門別営業利益（△損失）

区　分	第89期（平成27年3月期）		第90期（平成28年3月期）		増　減	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
ニッケル事業	△7,987	102.6	△16,208	105.5	△8,220	—
電力卸供給事業	119	△1.5	22	△0.1	△97	△81.2
その他	29	△0.4	796	△5.2	766	—
事業部門間の消去	50	△0.7	31	△0.2	△18	—
合計	△7,787	100.0	△15,357	100.0	△7,570	—

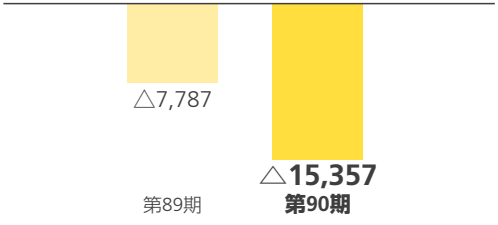
売　上　高

（単位：百万円）



営業損失（△）

（単位：百万円）



(2) 対処すべき課題

①今後の見通し

今後の見通しにつきましては、当社フェロニッケル製品は堅調な需要を維持しており、主原料であるニッケル鉱石についても、製品の生産・販売体制に対応した調達が可能と見込んでおりますが、当社フェロニッケル製品の販売価格形成の指標となる当社適用LMEニッケル価格が低迷し、ニッケル鉱石価格が依然高水準で推移する状況は変わらず、業績に大きな影響を与えております。

その中で当社グループは、ユーザーとの安定した取引と信頼関係の継続、鉱石の長期安定調達、低コスト操業の推進等、あらゆる施策に取り組み、業績回復を目指してまいります。

②新中期経営計画「PAMCO-30」について

当社は、平成28年度から同30年度までを計画期間とする中期経営計画「PAMCO-30」を平成28年5月10日付で策定し、公表しております。

新中期経営計画は、(i) 収益力、(ii) 生産・販売力、(iii) 技術力、(iv) 品質のすべてにおいて世界トップクラスのフェロニッケルメーカーを目指すという長期ビジョン達成のための第一段階であり、現在の経営環境を踏まえた「基盤固め」及び第二段階への「種まき」を主軸として邁進するものです。具体的には、「PAMCO-30」において、当社は、(a) フェロニッケルの生産・販売施策の強化、(b) ニッケル資源調達の安定化、(c) 収益性の強化、(d) 技術力・現場力の強化、(e) 環境対策及び労働安全衛生対策の強化、(f) コンプライアンス、ガバナンス体制の強化を重点施策としております。

これらの諸施策を実行することで、如何なる事業環境でも利益の出せる強靭な企業体質の構築並びに成長戦略による企業価値向上のため、持続的な収益力強化に向けた事業基盤の確立に取り組んでまいります。

利益配当金につきましては、当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、企業体質の充実・強化を図りつつ、連結配当性向30%を目途に実施してまいります。

また、内部留保金につきましては、経営環境の変化に機能的に対応するための基金とするとともに、資源確保、新技術の開発、設備投資、資本政策の一環として自己株式取得、等々に活用してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,091百万円であり、その主なものは、ニッケル事業について1,041百万円、電力卸供給事業について5百万円、その他について43百万円であります。

なお、当連結会計年度末におきまして、資金調達は行いませんでした。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

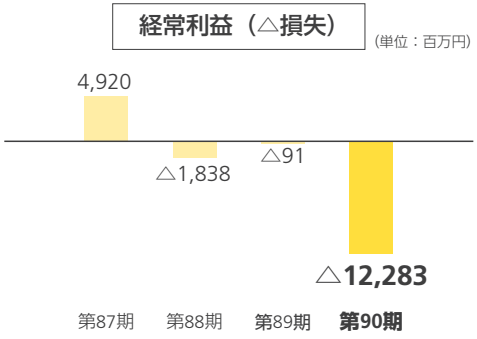
該当事項はありません。

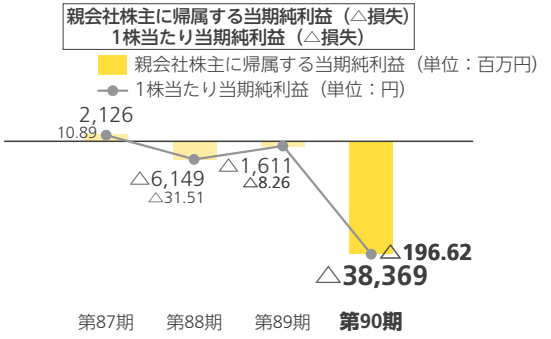
(8) 財産及び損益の状況の推移

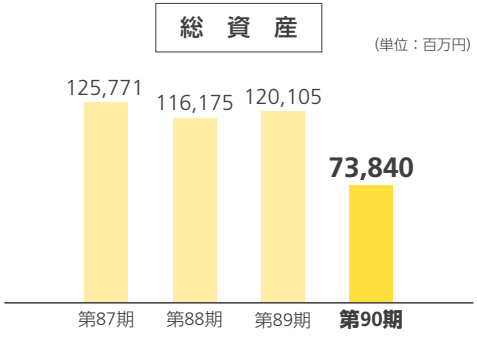
(単位：百万円)

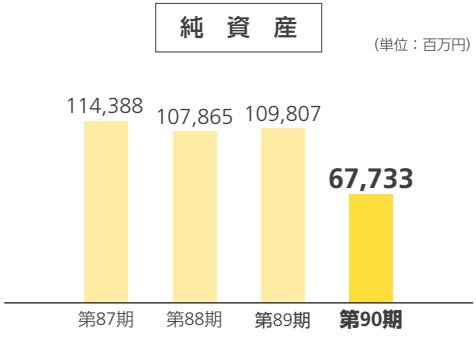
区　分	第87期 (平成25年3月期)	第88期 (平成26年3月期)	第89期 (平成27年3月期)	第90期 (平成28年3月期) (当連結会計年度)
売上高	58,488	56,408	61,225	47,649
経常利益(△損失)	4,920	△1,838	△91	△12,283
親会社株主に帰属する当期純利益(△損失)	2,126	△6,149	△1,611	△38,369
1株当たり当期純利益(△損失)	10.89円	△31.51円	△8.26円	△196.62円
総資産	125,771	116,175	120,105	73,840
純資産	114,388	107,865	109,807	67,733
1株当たり純資産	585.56円	552.18円	562.00円	346.33円

(注) 1.「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 1株当たり当期純利益(△損失)は、期中平均発行済株式数により、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式数により算出しております。なお、発行済株式の総数は自己株式を除いてあります。









(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
株式会社大平洋エネルギーセンター	100,000	100.00	電力の卸供給
太平洋興産株式会社	50,000	74.00	運搬・請負、不動産関連等
株式会社大平洋ガスセンター	100,000	50.00	ガス類の製造・販売

(注) 1. 連結子会社は3社、持分法適用関連会社は6社であります。
2. 当連結会計年度の業績の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果（25～27頁）」に記載のとおりであります。

(10) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
ニッケル事業	フェロニッケル及びスラグ製品の製造・販売
電力卸供給事業	電力の卸供給
その他	ガス類の製造・販売、廃棄物リサイクル事業、運搬・請負、不動産関連等

(11) 主要拠点等 (平成28年3月31日現在)

①当社

事業所名	所在地
本店	東京都千代田区
八戸本社	青森県八戸市

②重要な子会社

事業所名	所在地
株式会社大平洋エネルギーセンター	青森県八戸市
太平洋興産株式会社	青森県八戸市
株式会社大平洋ガスセンター	青森県八戸市

(12) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

事業別名称	就業人員数
ニッケル事業	444名（11名減）
電力卸供給事業	10名 （1名減）
その他	28名 （4名減）
合計	482名（16名減）

(注) （ ）は前期比増減であります。

(13) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　500,000,000株

(2) 発行済株式の総数　195,134,243株（自己株式数636,470株を除く。）

(3) 株主数　18,502名（前期末比2,994名減少）

(4) 大株主（上位10名の株主）

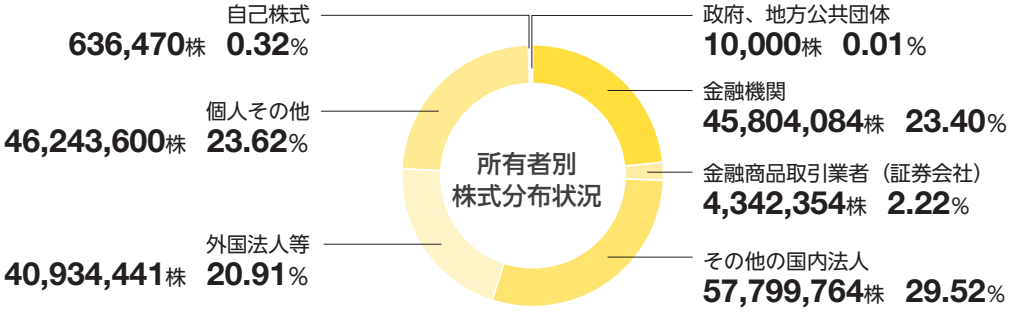
株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	26,660	13.66
新日鐵住金ステンレス株式会社	20,493	10.50
三菱商事株式会社	15,955	8.18
日新製鋼株式会社	14,952	7.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,304	5.28
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	8,572	4.39
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	6,162	3.16
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3,958	2.03
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	3,832	1.96
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	3,669	1.88

（注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示してあります。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数（195,134,243株）を基準に算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(6) 所有者別株式分布状況



3．会社の新株予約権等に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当連結会計年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年3月31日現在)

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
取締役社長	佐々木　朗	代表取締役	
取締役 専務執行役員	藤山　環	社長補佐、安全衛生管理・環境管理・品質管理・技術開発担当	
取締役 常務執行役員	小出啓一	鉱石担当、経営企画室長	リオ・チュバ・ニッケル鉱山株式会社　取締役 タガニート鉱山株式会社　取締役
取締役 常務執行役員	賀集悦郎	営業担当	株式会社パシフィックソーワ　取締役
取締役 常務執行役員	畠山哲雄	業務担当	株式会社大平洋ガスセンター　代表取締役社長
取締役 常務執行役員	菅井一之	内部統制・IR・総務・経理担当	太平洋興産株式会社　取締役 株式会社大平洋エネルギーセンター　監査役 リオ・チュバ・ニッケル鉱山株式会社　取締役
取締役 上席執行役員	青山正幸	製造本部長兼工務部長	株式会社大平洋エネルギーセンター　取締役 リオ・チュバ・ニッケル鉱山株式会社　取締役 タガニート鉱山株式会社　取締役
取締役	松本伸也	非常勤	株式会社インプレスホールディングス　社外監査役 澁澤倉庫株式会社　社外取締役 丸の内総合法律事務所　パートナー代表弁護士
監査役	達中輝一	常勤	
監査役	渡邉睦身	非常勤	
監査役	小林　茂	非常勤	
監査役	山元文明	非常勤	りそな総合研究所株式会社　専務取締役

(注) 1. 平成27年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、監査役水谷康志及び高橋良規の両氏が任期満了により監査役を退任いたしました。
2. 平成27年6月26日開催の定時株主総会において、小林茂及び山元文明の両氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役松本伸也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役渡邉睦身、小林茂及び山元文明の3氏は、会社法第2条第16号及び同第335条第3項に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役達中輝一氏は、監査役就任まで当社経理部に所属し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役渡邉睦身、小林茂及び山元文明の3氏は、金融機関出身で財務及び会計並びに監査役としての知見を有しております。

〈ご参考〉その他の執行役員は次のとおりであります。(平成28年3月31日現在)

地　位	氏　名
上席執行役員	加藤　正貴、猪股　吉晴
執行役員	内藤　正彦、泉本　忍、一柳　広明、原　賢一

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役1名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項及び社外取締役の責任限定契約を規定する定款第30条並びに社外監査役の責任限定契約を規定する定款第39条の各規定に基づき、損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取締役	8	179
（うち社外取締役）	(1)	(6)
監査役	6	38
（うち社外監査役）	(5)	(18)
合計	14	217
（うち社外役員）	(6)	(25)

(注) 1. 監査役への報酬等の額には平成27年6月26日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました監査役2名を含めております。
2. 取締役への報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 平成18年5月22日開催の取締役会で役員退職慰労金制度の廃止の決議を行い、平成18年6月29日開催の第80回定時株主総会において退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、当事業年度末現在における今後の打ち切り支給の予定総額は、次のとおりであります。
監査役1名に対し総額　6百万円
4. 平成18年6月29日開催の第80回定時株主総会決議で取締役の報酬限度額を年額3億5千万円以内（これには、使用人兼務取締役の使用人分給与については含んでおりません。）、監査役の報酬限度額を年額6千万円以内とすることをご承認いただいております。
5. 社外役員は、子会社からの役員報酬等は受けておりません。

(4) 社外役員に関する事項

事業年度中の取締役会及び監査役会での活動状況

氏　名	当社での地位	重要な兼職の状況等	主な活動状況
松本伸也	取締役 独立役員	株式会社インプレスホールディングス 社外監査役 澁澤倉庫株式会社　社外取締役 丸の内総合法律事務所 パートナー代表弁護士	当事業年度中開催の取締役会25回のうち22回出席し、弁護士としての専門的見地及び幅広い見識に基づいて法令遵守の観点から発言しております。（取締役会出席率88.0%）
渡邉睦身	監査役		当事業年度中開催の取締役会25回のうち25回出席、監査役会20回のうち20回出席し、業務上の経験に基づき、適正な監査を行う視点から発言しております。（取締役会出席率100.0%、監査役会出席率100.0%）
小林　茂	監査役		当事業年度中開催の取締役会19回のうち19回出席、監査役会11回のうち11回出席し、業務上の経験に基づき、適正な監査を行う視点から発言しております。（取締役会出席率100.0%、監査役会出席率100.0%）
山元文明	監査役	りそな総合研究所株式会社 専務取締役	当事業年度中開催の取締役会19回のうち17回出席、監査役会11回のうち11回出席し、業務上の経験に基づき、適正な監査を行う視点から発言しております。（取締役会出席率89.5%、監査役会出席率100.0%）

(注) 1. 取締役松本伸也、監査役山元文明の両氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。
2. 取締役松本伸也、監査役山元文明の両氏が兼職している他の法人等と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 監査役小林茂、山元文明の両氏の出席状況については、平成27年6月26日の就任後に開催された取締役会及び監査役会を対象としております。
4. 平成28年6月29日開催の定時株主総会終結後に監査役小林茂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査役会が同意した理由

区　　分	支払額（百万円）
当事業年度に係る報酬等の額	42
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	42

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、報酬等の額は、これらの合計金額を記載しております。
2. 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人は当社連結子会社の計算関係書類の監査をしておりません。
3. 非監査業務の内容
当社は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（経済産業省令第四十六号）第21条第2項第3号に基づく手続業務契約」（平成27年10月）を締結しており、当該契約の報酬額として0百万円支払っております。
4. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

6．会社の業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制

①取締役の職務執行に関する報告は、文書及び電子的媒体により行っております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理は文書管理規定等の社内規定により行っております。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①大規模な事故、災害、不祥事等に対処するため、平常時の諸対策を講ずる「危機対策会議」、有事の際に設置する「危機対策本部」について、それらの位置づけと機能について明確にした「危機管理規定」を制定しております。

②経営管理上のリスクについては取締役会に上程し対応を決定しております。

③日常業務におけるリスクに対しては、管理規定、業務執行におけるマニュアル等を作成し対応しております。

(3) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社が執行役員制度を導入し、取締役会の役割が会社全体の経営方針の決定と業務執行に関する監督機能であることを明確にしてその活性化を図り、業務執行責任者の担当業務責任と役割を明確にすることにより実務レベルでの意思決定の迅速化と業務遂行機能の強化を図っております。

②当社の業務運営では、取締役及び所管部室長をメンバーとする経営計画委員会が運営方針及び経営計画を策定し、取締役会において同方針、計画を協議、決定し、これに基づき組織的、計画的な業務執行を行っております。また、その業務執行状況は担当執行役員が、取締役会へ定期的に報告し、取締役会が確認をしております。

③当社および子会社の業務執行の効率性を確保するために、IT統制に関する基本規定等を整備しております。

④当社の社外取締役が全ての取締役会に出席できるよう規定の策定及び八戸本社・本店間でのテレビ会議システム等を整備して意思決定を行っております。

(4) 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①「経営方針」、「企業倫理規範」、「企業行動基準」等を取締役会にて制定しております。

②取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンスの強化を図っております。

③当社は、市民社会の秩序・安全に脅威を

与えている反社会的勢力及びこれに類する団体等とは一切の関係を持たず、また反社会的勢力及びこれに類する団体等からの要求を断固として拒否します。当社は、従来より、担当窓口を設置し、情報を一元管理し、警察、特殊暴力防止対策連合会及び外部の専門機関と常に連携を取っております。

④当社の社外取締役が全ての取締役会に出席できるように八戸本社・本店間でテレビ会議システム等を整備して意思決定を行っております。

⑤取締役会直属の「監査室」を設置し、当該室が監査役との連携のもと、「組織・制度監査」、「業務監査」、「会計監査」、「日常的モニタリング」を行っております。

⑥「公益通報体制に関する規定」により内部通報制度を設けており、外部窓口の設置はしておりませんが、内部通報に関する報告書を監査役会に提出し、具体的事案があれば、取締役会に報告しております。

内部通報したことによる不利益扱いは禁止しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

①当社の指導のもと、子会社は、内部統制・危機管理担当者を置き、その担当者は、必要に応じて当社の「内部統制委員会」、「危機対策会議」に出席するものとする等、当社は子会社の業務の適正を確保する体制を整えております。

②当社「監査室」は連結子会社における業務の適正を確保するために監査を行っております。

③連結子会社の経営状態を各連結子会社の取締役が定期的に取締役会に報告しております。

④「公益通報体制に関する規定」により内部通報制度を設けており、内部通報に関する報告書を監査役会に提出し、具体的事案があれば、取締役会に報告しております。

また、上記内部通報制度は、子会社、関連会社、取引先等に関する事項の通報も対象としております。当社は、上記内部通報をした者が、当該通報をしたことに関して、不利な取扱いを受けないこととし、かかる取扱いを禁止しております。

(6) 当社監査役の職務を補助すべき使用人の体制

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役と「監査室」との連携を強化する趣旨から、監査役の要望に応じ、「監査室」所属の従業員を監査役の職務を補助すべき使用人とし、その固有の業務に支障をきたさない範囲で監査役の補助をさせることができます。取締役会は、必要に応じ監査役会と意見交換を行います。

(7) 当社取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制

①当社取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見し

たときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。
②当社取締役は、取締役会及び重要な会議について参加する機会を監査役にも与えており、また、監査役の重要な書類の閲覧並びに会社の業務及び財産の状況調査については、監査役の指示に従うこととしております。
③当社の従業員等、子会社の取締役、監査役、従業員等またはこれらのものから報告を受けたものが当社監査役に報告をすることに関して、不利な取扱いを受けないこととします。
④当社は、当社監査役の職務執行に関して生ずる費用の前払いまたは償還、当該職務執行費用または債務処理に関して、速やかな処理を行うものとします。
⑤当社取締役の公正な業務執行を期するために非常勤を含めた監査役4名（うち3名は社外監査役）が全ての取締役会に出席できる体制にしております。

(8) 当社の財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の財務報告の信頼性を確保するために、各種関連規定を整備し、財務報告における不正や誤謬発生のリスクを把握・管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制になっております。

(9) 会社の業務の適正を確保するための運用状況の概要

①取締役会を25回開催し、法令等により定められた事項や経営に関わる重要な事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督しております。
②監査役会を20回開催し、監査方針や監査計画を協議決定し、取締役の業務執行、法令・定款等の遵守状況を監査しております。
③危機対策会議を9回開催し、当社全体に関わるリスクに対する管理状況、次年度の活動方針の確認、事故対応、津波の避難計画、訓練を行っております。
また、経営に重大な影響を及ぼすと想定される事態に対して、「危機管理マニュアル」を定めてその事態への対応、予防策を講じるよう努めております。
④内部統制委員会を5回開催し、内部統制システムの整備・運用状況を評価しております。また定期的な法令遵守状況の確認及び教育によりコンプライアンスの強化を図っております。
⑤監査役と内部監査部門との情報交換会を4回開催し、内部監査の結果等について適宜情報交換を行っております。
更に、その情報交換には、社外取締役も参加しております。
⑥法令、社内規定等の違反を報告するための通報窓口を社内に設け、通報者の保護を徹底するとともに違反等の早期発見と是正に努めております。

7．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

もとより当社は、株式の大量買付であっても、これらの当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社としては、当社の企業価値の源泉は、①フェロニッケル専業メーカーとしての独自の製錬技術、及びそれを支える個々の従業員の技術・ノウハウ等、②生産設備や個々の従業員の能力等に基づく高い生産性、③フェロニッケルの販売先及び原料調達先等との信頼関係等にあると考えております。当社株式の大量買付を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、中長期的に確保し、向上させられる者でない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

そして、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取り組みの内容の概要

⒜基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、平成25年度から同27年度までを計画期間とする中期経営計画「PAMCO－27」を策定し、平成25年3月28日付で公表いたしました。

かかる中期経営計画において、当社は、①ニッケル資源調達の長期安定化、②販売取引先との連携強化及び販路拡大、③設備投資及び生産・操業効率の向上と安定化・環境対策、④安全衛生対策の充実及び⑤コンプライアンス・内部統制の充実に取り組み、さらなる企業価値・株主共同の利益の向上を目指しております。

かかる中期経営計画に定められた諸施策を実行することで、経営の一層の強化、安定化を図り、高収益性を維持・実現することを目標としております。

利益配当金については、中期経営計画において、当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけており、企業体質の充実・強化を図りつつ、連結配当性向30％を目処に実施してまいります。

また、内部留保金につきましては、経営環境の変化に機能的に対応するとともに、資源確保、新技術の開発、設備投資及び資本政策の一環としての自己株式取得等に活用してまいります。

当社は、透明性の高い公正な経営を実現すべく、取締役の任期を1年とし、独立性のある社外取締役を選任することにより経営に対する監視機能の強化を図っております。また、意思決定の迅速化による事業環境変化への対応力強化を図るため執行役員制度を導入しております。

監査役につきましては、社外監査役3名を含む4名により監査役会を構成し、取締役会等の重要な会議に出席する等、取締役の職務執行の監査を行っております。さらに、内部統制委員会や取締役会直属の監査室の設置等により内部統制の強化も図っております。

⒝基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み

当社が、平成25年4月30日付取締役会決議及び同年6月27日付第87回定時株主総会の決議に基づき更新した「当社株式の大量

取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の概要は、下記のとおりです。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は大幅に希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等から構成される特別委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、原則として、平成25年6月27日開催の第87回定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の中期経営計画「PAMCO－27」、コーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、上記のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、①株主総会において株主の承認の下に更新されたものであること、②一定の場合には株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、③その内容として対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、④独立性のある社外取締役等によって構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、⑤特別委員会は専門家を利用することができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 配当方針

利益配当金につきましては、中期経営計画において、当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけており、企業体質の充実・強化を図りつつ、連結配当性向30%を目処に実施してまいります。

また、内部留保金につきましては、経営環境の変化に機能的に対応するとともに、資源確保、新技術の開発、設備投資及び資本政策の一環として自己株式取得等に活用してまいります。

(2) 剰余金の配当

毎事業年度における配当の回数については、中間配当と期末配当の年2回を基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、非常に厳しい環境の下、通期決算において親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、配当方針に従い、誠に遺憾ではございますが、中間配当に続き期末配当の実施を見送らせていただくことといたしました。

本事業報告中の記載金額及び株式数の数値は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	（ご参考）前期末（平成27年3月31日現在）	当期末（平成28年3月31日現在）
資産の部		
流動資産	**50,591**	**43,690**
現金及び預金	30,994	28,684
受取手形及び売掛金	8,165	5,127
有価証券	—	300
商品及び製品	3,738	4,454
仕掛品	350	168
原材料及び貯蔵品	4,404	2,517
繰延税金資産	6	2
その他	2,936	2,439
貸倒引当金	△4	△4
固定資産	**69,513**	**30,149**
有形固定資産	**39,800**	**10,190**
建物及び構築物	9,264	4,921
機械装置及び運搬具	20,667	23
土地	9,538	5,241
建設仮勘定	63	0
その他	267	4
無形固定資産	**29**	**0**
ソフトウエア	21	0
その他	7	0
投資その他の資産	**29,683**	**19,958**
投資有価証券	24,549	19,878
長期貸付金	3	—
破産更生債権等	0	0
長期前払費用	800	0
繰延税金資産	231	0
長期預金	4,000	—
その他	123	83
貸倒引当金	△25	△5
資産合計	**120,105**	**73,840**

科　目	（ご参考）前期末（平成27年3月31日現在）	当期末（平成28年3月31日現在）
負債の部		
流動負債	**5,862**	**3,385**
支払手形及び買掛金	1,386	851
短期借入金	77	—
未払費用	1,679	1,550
未払法人税等	91	31
賞与引当金	248	137
その他	2,378	813
固定負債	**4,435**	**2,721**
退職給付に係る負債	591	932
繰延税金負債	2,319	824
再評価に係る繰延税金負債	1,347	778
訴訟損失引当金	—	14
その他	177	171
負債合計	**10,298**	**6,106**
純資産の部		
株主資本	**102,842**	**64,912**
資本金	**13,922**	**13,922**
資本剰余金	**3,481**	**3,481**
利益剰余金	**85,850**	**47,928**
自己株式	**△411**	**△419**
その他の包括利益累計額	**6,836**	**2,667**
その他有価証券評価差額金	**4,718**	**1,692**
土地再評価差額金	**1,383**	**928**
為替換算調整勘定	**917**	**501**
退職給付に係る調整累計額	**△182**	**△455**
非支配株主持分	**128**	**154**
純資産合計	**109,807**	**67,733**
負債及び純資産合計	**120,105**	**73,840**

連結損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	（ご参考）前期 （平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）	当期 （平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）
売上高	**61,225**	**47,649**
売上原価	**64,688**	**59,585**
売上総損失（△）	**△3,463**	**△11,936**
販売費及び一般管理費	**4,324**	**3,421**
販売費	2,110	2,036
一般管理費	2,214	1,385
営業損失（△）	**△7,787**	**△15,357**
営業外収益	**8,049**	**3,424**
受取利息	28	21
受取配当金	171	316
不動産賃貸料	66	68
持分法による投資利益	7,300	2,927
為替差益	376	—
その他	106	91
営業外費用	**353**	**350**
支払利息	11	2
為替差損	—	129
設備賃貸費用	28	28
コミットメントフィー	35	35
シンジケートローン手数料	5	23
たな卸資産売却損	125	0
電力契約超過金	59	—
外国源泉税	41	81
その他	46	50
経常損失（△）	**△91**	**△12,283**
特別利益	**12**	**2**
リース解約益	12	—
固定資産売却益	0	2
投資有価証券売却益	—	0
特別損失	**873**	**26,180**
減損損失	—	26,038
固定資産除却損	871	121
投資有価証券評価損	—	6
訴訟損失引当金繰入額	—	14
その他	2	—
税金等調整前当期純損失（△）	**△952**	**△38,462**
法人税、住民税及び事業税	917	290
法人税等調整額	△296	△409
当期純損失（△）	**△1,574**	**△38,343**
非支配株主に帰属する当期純利益	**36**	**25**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	**△1,611**	**△38,369**

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,922	3,481	85,850	△411	102,842
会計方針の変更による累積的影響額			△40		△40
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,922	3,481	85,810	△411	102,802
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△38,369		△38,369
自己株式の取得				△8	△8
自己株式の処分			△0	0	0
土地再評価差額金の取崩			488		488
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	△37,881	△8	△37,890
当期末残高	13,922	3,481	47,928	△419	64,912

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,718	1,383	917	△182	6,836	128	109,807
会計方針の変更による累積的影響額							△40
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,718	1,383	917	△182	6,836	128	109,766
当期変動額							
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)							△38,369
自己株式の取得							△8
自己株式の処分							0
土地再評価差額金の取崩							488
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△3,025	△454	△415	△272	△4,168	25	△4,142
当期変動額合計	△3,025	△454	△415	△272	△4,168	25	△42,032
当期末残高	1,692	928	501	△455	2,667	154	67,733

(注) 会計方針の影響による累積的影響額は、持分法適用関連会社が当連結会計年度において、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年５月17日)及び「退職給付に関する会計基準の運用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成24年５月17日)を適用したことによるものであります。なお、これらの会計基準等については、当社グループでは、前連結会計年度において適用しております。

貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	（ご参考）前期末（平成27年3月31日現在）	当期末（平成28年3月31日現在）
資産の部		
流動資産	**48,842**	**42,243**
現金及び預金	29,102	27,291
受取手形	0	0
売掛金	8,123	5,084
有価証券	—	300
商品	1,705	1,284
製品	2,094	3,232
半製品	—	0
原材料	3,741	1,932
仕掛品	362	172
貯蔵品	702	511
前渡金	1,736	1,260
前払費用	293	256
短期貸付金	408	1
未収入金	15	18
その他	555	895
貸倒引当金	△0	△0
固定資産	**56,598**	**17,581**
有形固定資産	**39,468**	**9,983**
建物	7,238	4,765
構築物	1,839	1
機械及び装置	20,560	6
車両運搬具	47	0
工具、器具及び備品	236	0
土地	9,460	5,208
リース資産	22	0
建設仮勘定	63	0
無形固定資産	**29**	**0**
借地権	3	0
ソフトウエア	21	0
その他	4	0
投資その他の資産	**17,099**	**7,598**
投資有価証券	10,085	5,679
関係会社株式	1,615	1,615
長期貸付金	743	300
破産更生債権等	0	0
長期前払費用	800	—
長期預金	4,000	—
その他	122	83
貸倒引当金	△267	△80
資産合計	**105,440**	**59,824**

科　目	（ご参考）前期末（平成27年3月31日現在）	当期末（平成28年3月31日現在）
負債の部		
流動負債	**5,466**	**3,300**
買掛金	1,251	845
未払金	2,163	659
未払法人税等	19	25
未払費用	1,667	1,552
預り金	83	78
賞与引当金	212	116
リース債務	9	9
環境対策引当金	2	2
その他	58	10
固定負債	**3,699**	**1,803**
退職給付引当金	359	415
長期未払金	6	6
繰延税金負債	1,966	580
再評価に係る繰延税金負債	1,347	778
リース債務	16	7
資産除去債務	0	0
訴訟損失引当金	—	14
負債合計	**9,165**	**5,103**
純資産の部		
株主資本	**90,248**	**52,182**
資本金	**13,922**	**13,922**
資本剰余金	**3,481**	**3,481**
資本準備金	3,481	3,481
利益剰余金	**73,256**	**35,199**
利益準備金	382	382
その他利益剰余金	72,874	34,817
別途積立金	10,300	10,300
繰越利益剰余金	62,574	24,517
自己株式	**△411**	**△419**
評価・換算差額等	**6,026**	**2,538**
その他有価証券評価差額金	**4,643**	**1,610**
土地再評価差額金	**1,383**	**928**
純資産合計	**96,274**	**54,721**
負債及び純資産合計	**105,440**	**59,824**

損益計算書

（単位：百万円）

科　目	（ご参考）前期 （平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）	当期 （平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで）
売上高	**59,369**	**46,537**
売上原価	**63,266**	**58,805**
売上総損失（△）	**△ 3,896**	**△ 12,267**
販売費及び一般管理費	**4,248**	**3,373**
販売費	2,213	2,149
一般管理費	2,035	1,224
営業損失（△）	**△ 8,145**	**△ 15,641**
営業外収益	**8,911**	**3,291**
受取利息	40	32
受取配当金	8,226	2,930
不動産賃貸料	97	98
その他	170	229
営業外費用	**344**	**350**
支払利息	1	2
為替差損	—	129
設備賃貸費用	28	28
コミットメントフィー	35	35
シンジケートローン手数料	5	23
電力契約違約金	59	—
外国源泉税	41	81
たな卸資産売却損	125	—
その他	46	50
経常利益又は経常損失（△）	**422**	**△ 12,700**
特別利益	**0**	**2**
固定資産売却益	0	2
投資有価証券売却益	—	0
特別損失	**873**	**26,121**
減損損失	—	25,979
固定資産除却損	871	121
投資有価証券売却損	—	6
訴訟損失引当金繰入額	—	14
その他	2	—
税引前当期純損失（△）	**△ 450**	**△ 38,819**
法人税、住民税及び事業税	805	261
法人税等調整額	△ 53	△ 535
当期純損失（△）	**△ 1,203**	**△ 38,545**

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	13,922	3,481	3,481	382	10,300	62,574	73,256	△411	90,248
当期変動額									
当期純損失（△）						△38,545	△38,545		△38,545
自己株式の取得								△8	△8
自己株式の処分						△0	△0	0	0
土地再評価差額金の取崩						488	488		488
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△38,057	△38,057	△8	△38,065
当期末残高	13,922	3,481	3,481	382	10,300	24,517	35,199	△419	52,182

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,643	1,383	6,026	96,274
当期変動額				
当期純損失（△）				△38,545
自己株式の取得				△8
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の取崩				488
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,032	△454	△3,487	△3,487
当期変動額合計	△3,032	△454	△3,487	△41,553
当期末残高	1,610	928	2,538	54,721

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

大平洋金属株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西　野　聡　人　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　池　伸　城　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大平洋金属株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大平洋金属株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

大平洋金属株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西 野 聡 人 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小 池 伸 城 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大平洋金属株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人 有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

大平洋金属株式会社　監査役会

常勤監査役　達　中　輝　一　㊞
社外監査役　渡　邉　睦　身　㊞
社外監査役　小　林　　茂　㊞
社外監査役　山　元　文　明　㊞

以　上

株主メモ（株式のご案内）

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	
定時株主総会	毎年6月開催	
基準日	定時株主総会	毎年3月31日
	期末配当金	毎年3月31日
	中間配当金	毎年9月30日
	その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日	
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社	
株主名簿管理人事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部	
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部	
電話照会先	フリーダイヤル　0120(782)031 (オペレーター対応　平日9：00～17：00)	
(インターネットホームページURL)	http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html	
公告の方法	当社のホームページに掲載する。 http://www.pacific-metals.co.jp/koukoku/ 但し、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。	
上場証券取引所	東京証券取引所	

【株式に関する住所変更等のお届出及びご照会について】

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡をお願いいたします。

【特別口座について】

株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）を利用されていなかった株主様には、株主名簿管理人である上記の三井住友信託銀行株式会社に口座（特別口座といいます。）を開設しております。特別口座についてのご照会及び住所変更等のお届出は、上記の電話照会先にお願いいたします。

ホームページ紹介



当社ホームページもご覧ください。
またIR専用ページでは経営計画や財務情報、株式情報等、株主・投資家の皆様向けの情報をご覧いただけます。

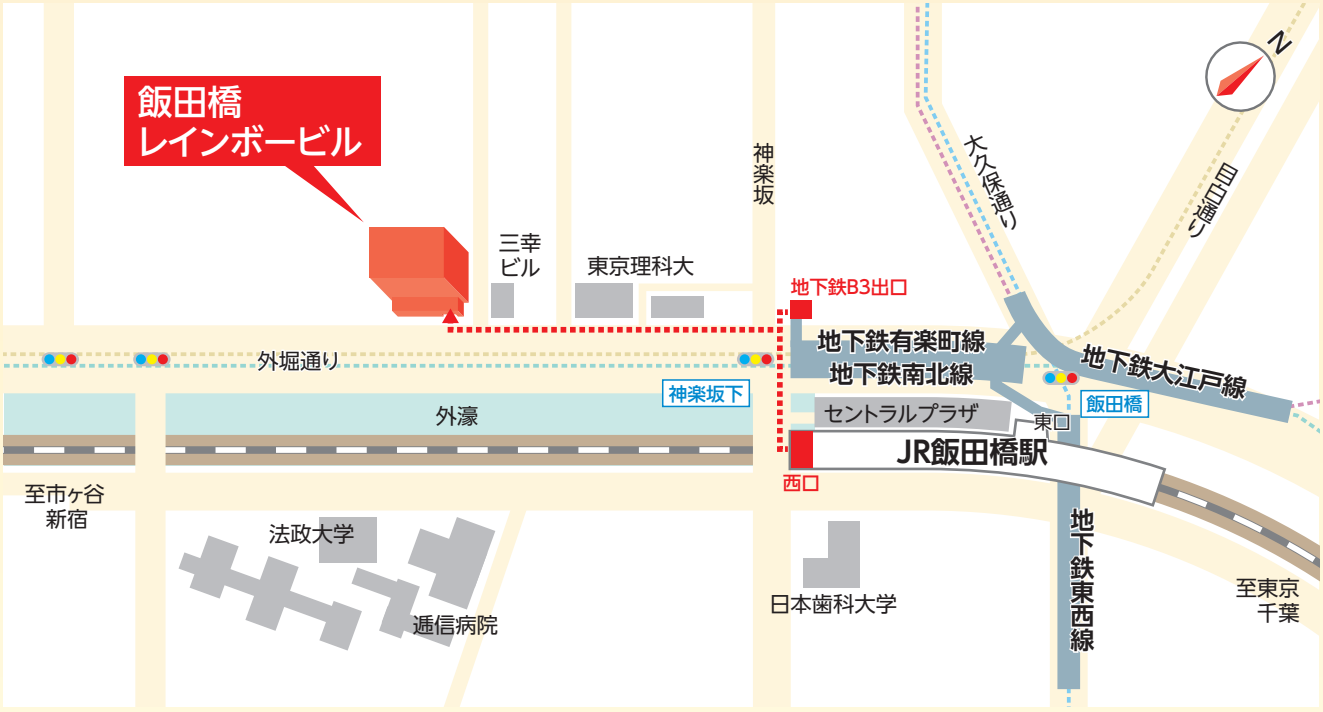
大平洋金属　検索

http://www.pacific-metals.co.jp/

株主総会会場ご案内図

会　場　**飯田橋レインボービル（7階）**

東京都新宿区市谷船河原町11番地



最寄駅より会場までのご案内

■ JR「飯田橋駅」西口より
徒歩5分

■ 地下鉄○有楽町線○南北線○東西線○都営大江戸線
「飯田橋駅」B3出口より
徒歩5分

大平洋金属株式会社

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

FSC® ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK